

## 令和2年1月定例教育委員会会議録

1. 日 時 令和2年1月7日（火）午後2時
2. 場 所 泉佐野市役所4階 庁議室
3. 出席委員
- |          |         |
|----------|---------|
| 教育長      | 奥 真弥    |
| 教育長職務代理者 | 赤坂 敏明   |
| 委 員      | 南 一早枝   |
| 委 員      | 畑谷 扶美   |
| 委 員      | 山下 潤一郎  |
| 委 員      | 中村 スザンナ |
| 委 員      | 甚野 益子   |
4. 説明のために出席した職員の職、氏名
- |                   |        |
|-------------------|--------|
| 教育部長              | 溝口 治   |
| 施設担当理事            | 福島 敏   |
| スポーツ推進担当理事        | 檜葉 浩司  |
| 教育総務課教職員担当参事      | 十河 統治  |
| 教育総務課教育振興担当参事     | 松藤 孝英  |
| 教育総務課学校給食担当参事     | 田中 邦彦  |
| 学校教育課長            | 木ノ元 直子 |
| 学校教育課学校指導担当参事     | 和田 哲弥  |
| 学校教育課人権教育担当参事     | 渡辺 健吾  |
| 生涯学習課長            | 大引 要一  |
| 青少年課長             | 山隅 唯文  |
| スポーツ推進課長          | 山路 功三  |
| 文化財保護課長           | 中岡 勝   |
| (庶務係) 教育総務課長代理兼係長 | 田倉 元   |
5. 本日の署名委員 委 員
- |       |
|-------|
| 南 一早枝 |
|-------|

## 議事日程

### (報告事項)

報告第1号 小中学校における携帯電話の取扱いについて (学校教育課)

報告第2号 教育委員会後援申請について

報告第3号 教育委員会後援実施報告について

議案第1号 泉佐野市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について (教育総務課)

(午後2:00開会)

## 奥教育長

ただ今から令和2年1月の定例教育委員会議を開催します。

本日の傍聴はありません。

本日は委員全員が出席しているため、会議が成立しています。

本日の会議録署名委員は南委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

それでは、本日の審議に入ります前に、12月定例教育委員会議の会議録についてご確認をお願いいたします。委員の皆様で何かお気づきの点がございましたら、お願いいたします。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

無いようでございますので、会議録の確認は終了させていただきます。恐れ入りますが、甚野委員は後ほど署名をお願いします。

それでは本日の審議に入りたいと思います。

はじめに報告第1号「小中学校における携帯電話の取扱いについて」を議題といたします。報告をお願いします。

## 和田学校教育課学校指導担当参事

報告第1号「小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」について、ご説明させていただきます。この件につきましては、平成31年4月定例教育委員会議 議案第7号にて審議いただきましたが、その報告となります。資料に入ります前に、各学校の状況についてお伝えさせていただきます。

まず、現状からお伝えいたしますと、各学校に理由を申請した上で携帯電話等を持ち込んでいる児童生徒数は、小学校で110人(2.3%)、中学校で400人(16.6%)ということでございます。その主な理由といたしましては、小中学校共通で、登下校時の防犯用、防災用、緊急時の連絡用等が挙げられます。また、小学校では、健康面での不安があるため、学童から直接習い事に行くため、

等の理由もございました。中学校では、クラブで帰宅が遅くなると心配なため、直接塾に行くための連絡手段、等の理由もございました。校内での保管につきましては、小学校では児童がかばんの中に保管、中学校では学校が預かって保管、という現状がございます。

各学校におきましては、それぞれの実態に応じて、4月以降、校内での職員会議はもちろんのこと、PTAでの会議や学校協議会、青少年指導員会等で、教職員に加えて保護者や地域の方がたからもご意見をいただきながら協議を行ってまいりました。

積極的に持ち込ませるべきだという意見はなく、多くの学校では、原則持込禁止について、異論はございませんでした。また、現在でも必要に応じて個別に持込を認めている状況にあるので、従来通りの対応でよいとの意見も多かったようです。さらに、持込む場合のルール徹底やSNSをはじめとするトラブルについての懸念、等の意見も挙げられました。

資料をご覧ください。大きく3点に分かれますが、1点めは市教委としての基本方針、2点めは実質的なルールとしてのガイドライン、3点めは保護者へのお知らせ、となっております。

先ほどお伝えしました各学校の現状を踏まえ、ガイドラインの1ページ中段あたりにも記載のとおり、「校内への携帯電話の持込は原則禁止」という方針は変わりませんが、保護者が登下校で携帯電話を所持させ、校内への持込みを申請する場合には、子どもたちが持参する携帯電話の取扱いに関するルールが必要であり、大阪府教育庁のガイドラインを参考に、このガイドラインを策定しました。

補足として、保護者へのお知らせの四角囲みをごらんください。3点明記しております。①「校内への携帯電話の持込みは原則禁止」です。②携帯電話をお子様を持たせるかどうかは、保護者が判断するものです。子どもが携帯電話を所持すること自体を推奨するものではありません。③学校から交付された「携帯電話校内持込み許可証」のもと、保護者が登下校時にお子様に携帯電話を所持させる場合、校内での管理については学校の指導方針に従い、万が一、携帯電話に不都合（故障・破損・紛失等）が生じて、学校が責任を負うことはありません。

既に各学校において、個別に対応している現状を踏まえての、ガイドラインの策定となっておりますので、よろしく願いいたします。

本日、ご承認いただけましたら、ガイドラインは、近日中に市のHPにアップする予定です。

各学校におきましては、入学説明会での周知や保護者へのプリント配付、PTA総会での説明等、実態に応じた形で、今後の動きを検討してまいります。

私からは、以上です。ご審議のうえ、ご承認たまわりますよう、よろしく願いいたします。

奥教育長

ただ今の報告について、ご意見ご質問がございましたらお願いします。

甚野委員

小学校の場合はかばんの中に保管して、授業中はカバンの中に携帯がある状況とお聞きしました。大人でもそうですが、マナーモードにしたつもりが忘れていて、授業中に発信音が鳴ってしまった場合に授業の妨げになるのではということが気になりました。そういったことはないですね。

#### 和田学校教育課学校指導担当参事

現段階で申し込みをしている人数が110人と申し上げましたが、そのお子様の中で時としてそういったことがあるかもしれませんが、それで混乱して大変だったという報告は受けておらず、その辺りについての約束を保護者、本人とした中で持ち込みで活用している現状があると思います。

#### 奥教育長

基本的には学校の中で使うことは絶対にはないので、電源を切っておくのが一番いいと思うのですが、マナーモードくらいだったらわからないかもしれないですね。小学生は全部後ろのロッカーにかばんを置いていますよね。万が一そういったことがあれば、それはだめです、といったことになりますね。

#### 山下委員

内容より先に、去年の3月、4月に議案として出されていて、継続的な議案をされるということであつたのに、なぜ決定後の報告になっているのかという質問と、教育委員会規則の第5条などに書いているような人事で罷免するとか、何らかの基本方針を作るというのは、議決を得てやらなければならないとなっていると思うのですが、なぜ報告になっているのか、2点お聞きしたいのですが。

#### 木ノ元学校教育課長

参事が申しましたように、4月の教育委員会で内容自体を審議いただいておまして、その上で1年間かけて、それぞれの学校で聞き取った内容を改めて報告をするということで、報告事項に上げさせていただいた次第です。今、いただいた意見も踏まえて、外だしにももちろん確定しておりますので、本来であれば議案事項ということでお諮り願うべきところであつたと思っております。内容的にはご承認をいただいた上でホームページ等、外だしに周知するという事で予定しております。実質的には議案という形になるかと思っておりますので、謹んでお詫び申し上げます。

#### 山下委員

ということは、これは報告ではないということですか。議案として反対になったら、否決になるということですか。

#### 溝口教育部長

今日のご報告は去年の3月または4月に、ベストなものを議案としてお諮りした上で、1年間かけて各校の現状や問題点、PTA、地域の方々との話し合いについて和田から改めて口頭でご報告をさせていただきました。木ノ元が申し上げましたように、私もこれについては本来議案として再度お諮りをさせていただき、ご承認をいただいた上で、ホームページにアップが妥当だと思っておりますので、2月の教育委員会議の中で改めて議案としてお諮りをするということで、申し訳ございませんが再度2月に議案としてお諮りをさせていただきたいと思っております。

## 山下委員

たぶん部長が言われていることが正解だと思います。きちんと回答するのであれば、私の意見が正しいのかなと思います。

せっかく出てきたので意見を1つ言わせてもらおうと、3月4月にも言いましたが、持ち込むデメリットが多い中で、この前の教育フォーラムでの教育長の挨拶にもありましたが、学校での事案などでもはっきりとした原因がわからないにせよ、こういったSNS的なものが原因になっている可能性があるのではないかなと思いますので、そこに突っ込んでいくのはどうもと思わないこともないです。教育委員会から出してしまうと、その方々の気持ちも考えればどうかなと思うし、やはり持ち込むデメリットのほうが多いと個人的には思います。私は議案で出てきたら反対に手を挙げざるを得ないかなと思っております。

今日は報告で出てきたので、手を挙げる、挙げないもないなと思っていましたが、先ほど部長がおっしゃった通り来月出てくるのであれば・・・最近、歩きながら操作している子も多いですし、地震や誘拐よりも事故に遭う確率のほうがはるかに高いと思いますので、考慮していただけたらと思います。以上です。

## 溝口教育部長

冒頭、和田からもご報告させていただきました通り、現実問題として小学校110名、中学校400名の子どもたちが既に保護者からの申請に基づいて、持ち込んでいるという実態があるわけです。それは当市だけでなく、大阪府内の小中学校はほぼ同じ状況だと思います。大阪府の教育庁がこの問題に対して、公式に反応したのが大阪北部地震以降ということで、言葉は悪いのですが、あのようなことがあった中で、それを捉えて、今実態としていろいろな形で持ち込まれている携帯電話について、一旦きちんと線引きといいますか、考え方を府内の小中学校でそれぞれ持つように。それに併せて、実際にそれぞれの学校の特性に合わせてルールを決めていただいて、ルール化をきちんとしていこうという狙いが1つあります。

もう1つは、持ち込みを許可する許可しないということだけではなく、今山下委員がおっしゃったように、SNSに対する教育がなかなか家庭だけではできていないというのが実態だと思います。学校によっては携帯会社から専門家が来て、子どもたちにSNSの危険性であるとか、携帯電話は便利であるけれども、こういったところは子どもは使ってはいけないのでフィルターをかけないといけない、いじめに関することなどを書き込みしてはいけないなど、学校の中でもいろいろな機会を通して、子どもたちに教えていくことを併せてやっていくのが府が示したガイドラインです。

そういったことも踏まえてやはり市としてのガイドラインを定めて、もう一度ルールを徹底して、そのルールに基づいて子どもたちが必要に応じて携帯を持ち込むことを許可するというのと、併せてSNS携帯に対しての指導を学校でもやっていかなければならないこともありますので、こういった提案をさせていただいている次第でございます。

もちろん賛成、反対はいろいろな形であろうかと思いますが、そういった趣旨で再度2月にお諮りをさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

#### 赤坂委員

一応、趣旨については理解していますが、去年の3月、4月の議案では「携帯電話の取扱いに関するガイドラインについて」の議案だったと思います。今回は報告ですけれども、「携帯電話の取扱いについて」、要は基本方針ですよ。それについての報告審議という形になっていて、継続審議で3月、4月に引き続き状況を踏まえながら、報告ならびに議案もしくは専決のこともおっしゃってくださっていたので、またどちらかで上げさせていただくというお話だったと思います。

今度はガイドラインが裏側に回って、基本方針が表に出てきているわけですよ、議案としては。これは少し、方法としてはまずいのではないですか。やはりガイドラインについて継続審議をして、尚且つ基本方針に基づくガイドラインが今度は後ろのほうの資料のほうにあって、基本方針を決めていく方法であれ、審議事項にあれ、そういう進め方でないとおかしいのでは。前の継続審議はどこに行ってしまったのかということになりかねません。前の教育委員会議の議事録がここで尻切れトンボになって、教育委員会議としての価値というのですか、それはどこへ行ってしまったのかという話になってしまいます。ちょっと順序が違うのではないかと。

それを審議なり報告事項で、8か月9か月経ちますけれども、学校の今の現状などを1月に出してもらうのではなく、途中経過で報告をいただきましたかっとなというの、もちろんありますけれども。それを踏まえた上でガイドラインの継続審議をして、基本方針を諮っていくという順序でないちょっとおかしいと思うのですが、それについてお聞かせいただきたい。

#### 溝口教育部長

赤坂委員のおっしゃる通りだと思います。この資料1の基本方針につきましてはすべて、このガイドラインの中にほぼほぼ内容としては記載されている内容になります。赤坂委員がおっしゃられたように3月、4月についてはあくまでもガイドラインについての議案としてお願いしておりますので、再度それを踏まえて2月には、改めてガイドラインとしてご提案させていただきたいと思えます。基本方針というのは、先ほど申し上げました通りガイドラインの中にすべて格納している部分でございますので、それを要約すればこういうことになりますということだけの資料ということでございますので、改めてガイドラインとしてご提案させていただきたいと思えます。

#### 赤坂委員

そういうことであれば今日の資料としては資料1の「取扱い等に関する基本方針」はまだ（案）と認識させてもらってもよろしいですか。ガイドラインについても、3月、4月にいただいた資料では（素案）となっていました。ほぼ一緒だけれども、改良点が見受けられますので、これを素案なり、案という形で認識させてもらってよろしいですか。それで来月その案に基づいた議案を提出されると理解させてもらってよろしいですか。

#### 溝口教育部長

おっしゃる通りでさせていただきたいと思えます。

赤坂委員

今日は3月、4月の基本方針の案とガイドラインの素案からどこが変わったのか説明していただかないと来月に進めないと思うので、文言が違う点などを説明していただけたらありがたいと思います。

和田学校教育課学校指導担当参事

ほとんど変わっておりませんが、細かいところを改定している部分もありまして、今すぐにすべての箇所についてお話しさせていただくことができなくて申し訳ございませんが・・・

溝口教育部長

2月には必ず新旧対照表のような形でお渡しできるようお約束いたしますので。学校の中できちりルール化する中で、保管方法を特に変えた、そこだけ説明をお願いします

奥教育長

2月の時にはどこがどう変わったのか、はっきりわかるように提示をして下さい。

和田学校教育課学校指導担当参事

わかりました。

赤坂委員

基本方針で変わっているところと言えば、基本方針の一番初めのページの1の(2)登下校中の携帯電話の取扱いについて、「保護者は」から始まりますが、これは最初の案では「学校は」という始まり、以下の学校と保護者が入れ替わっています。保護者の責任を重視した形で私はよいと思いますが、そういう説明を今月して欲しいわけです。これは大した変更点ではないでは済まされたい。そういうところをしっかりと説明していただきたい。後はガイドラインについてはほとんど変わっていないと思うのですが。そういった点を今月お示ししていただいて、来月に挑むというのが本筋であると思うので、それは気を付けていただきたいと思います。

溝口教育部長

委員がおっしゃられるように、まずは携帯電話を子どもに持たず、持たさないというところその管理については、すべて保護者の責任で行ってください、その中で携帯電話を持っている子どもたちがここに示すような理由で学校にも持ち込みたいということであれば、保護者は学校が定めるルールをきっちり理解して、子どもと共有して教えて、その上で学校に持ち込んでくださいと。という根本的な考え方が赤坂委員がおっしゃるように、主語の入れ替えという形で変更させていただいた点でございます。

それはそれで間違えがないと思います。繰り返しになって申し訳ございませんが、大きなところについては今、ご紹介いただいたところですが、残りの細かい点の微修正についても、新旧対照表という形でできれば2月の委員会の事前に委員さんにはお届けできるようにさせていただいて、あ

くまでもガイドラインについての議案として2月に再度ご提案させていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

山下委員

去年の3月、4月の後に学校訪問とかさせてもらった中で、校長先生、教頭先生にどう思っているのかという話をしていたのですが、聞いた中では反対という意見ばかりでした。今度の校園長会でどういった話になるかわかりませんが、学校としてはどう考えているのかをお示し願いたい。

和田学校教育課学校指導担当参事

先ほどもご説明しました通り、学校として積極的に持ち込んでいいというわけではないし、いろいろな火種になることは学校も強く認識しておりますし、現状いろいろなトラブルが起こって、その対応をしている現実もございしますので、本音を言うと持ち込まれたくないのはあると思います。ただ現段階でも、先ほど申し上げた防災、防犯という理由で保護者の方から言われて、個別に認めている現状もあり、積極的に認めたいというわけではないような気がしますが、認めざるを得ない状況があるというのが現状かなと思います。

奥教育長

赤坂委員いかがですか。

赤坂委員

変わった点の事も来月お示しいただくということなので、それでよろしくお願いたします。

奥教育長

他にございせんか。

南委員

今でも防災や登下校の連絡という理由がある場合は携帯を預かっているということですが、預かっている子は理由があるから預かっているのであって、今後も理由がないと預けられないということであれば、もしかしたらこれ以上増えないのかもしれないですね。

山下委員

預からずに、自分で保管している・・・

南委員

それにしても申請しないといけないのであれば、申請理由を書かなければならないじゃないですか。家が近くの子は持っていく必要もないし、みんなが持っていくから持って行きたいという理由が通るわけがないし。そうしたら今、預かっているのはどうしてもってということですね。どうしてもがものすごく増えるということはあまりないのではないですか。

#### 奥教育長

改めて周知したらうちもということもあるかもしれませんがね。持ち込む理由としてはただしに書いてあるところですよ。今まで許可した子でも改めて申請をし直ししないといけないのですよね。それでも形だけ書いて、ルールを守らなかった場合は二度と持ってこさせない指導は徹底してやらなければならないと思います。

#### 赤坂委員

携帯 OK になったという認識をどの程度保護者が持つか。先ほどのガイドラインの第 2 「保護者の皆様へ」で学校側あるいは教育委員会が一番の謳いたいのは、保護者の責任の下でとか、保護者の責任が問われますよという認識を十分持った上で、子どもさんに携帯を持たせていることですから、そこをどうやってアピールしていくか。ただ携帯がいけるようになった、という認識しかしていただけない保護者が増えることに危惧を感じています。その辺りの穴埋めがもう少し必要になってくるかと。原則禁止なわけですから、原則禁止と違うなという認識と、原則禁止だけれどもいろいろな事情によっては子どもさんに携帯を渡すことができるのだけれども、うちもそれに合わせて必要かどうか判断して持たすなら申請をしましょうかという認識。後者のように考えていただける保護者さんが 100% になることを希望しますし、100% に持っていく努力はこちら側にあると思いますので、その辺りを是非ともお願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

#### 奥教育長

ルールの徹底と保護者の責任の下にという辺りを強調して、原則禁止というよりも安全防犯以外の理由はだめだということをもっと打ち出すということですよ。

#### 赤坂委員

そうですね。12月議会でも議員さんが携帯の質問をされたようですが、我々が3月、4月に会議の中で上げたいろいろな不安な点以上の事はおっしゃられなかったので、やはり議員さんも心配するところはそこだと思いますので、是非ともよろしく願いいたします。

#### 奥教育長

畑谷委員、いかがですか。

#### 畑谷委員

持込み許可申請書の中で赤坂委員がおっしゃられたように、「保護者から子どもの携帯電話への連絡はしません」を守る親がどれくらいいるのかなと思ったのですが、親が電話してしまいそうな気がするので、親に責任を持って欲しいなと思いますね。

#### 赤坂委員

規制ばかり言っていますが、いい使い方に持っていくというのが、従来の基本的な携帯電話を子

どもさんに持たすという意味の一つでもありますので、そちらのほうが良くなるように、来月期待しておりますので。

奥教育長

他にございませんか。

この件につきましては、いろいろな意見をいただいたことを含めて変更点が多々出てきたと思うので、わかるように提示していただいた上で、案として出していただくと。基本方針並びにガイドライン、保護者の周知文書についても再度練っていただいて、次回2月の定例会で議案審議していきますのでよろしくお願いいたします。

以上で報告第1号を終わります。

次に、報告第2号「教育委員会後援申請について」を議題といたします。報告をお願いします。

田倉教育総務課長代理兼係長

教育長専決により教育委員会の後援名義使用を承認した事業について、報告資料2に基づいて説明。

新規3件、継続6件、計9件の事業内容について一括で報告

奥教育長

ただ今の報告について、ご意見ご質問がございましたらお願いします。

中村委員

追加資料で日本遺産認定のチラシを拝見したのですが、基調講演で第一部、第二部とありまして、それぞれのお時間は何時から何時までと決まっているのでしょうか。

中岡文化財保護課長

裏面を見ていただきまして、だいたい1時間くらい。テレビにも出られている先生でして、歴史自体をおもしろく解説していただけるということで、それを泉佐野版でやっていただくということで進めております。第二部については観光のクラブツーリズムの専門の方なので、観光のほうから見た泉佐野市の歴史遺産ということで説明していただくと考えております。その間にアトラクションとしまして、五社音頭保存会さんに15分くらいになるかと思いますが、1節か2節、お雛子などを入れて、日根野の雰囲気を感じてもらおう。最後にパネルディスカッションというところでプロデューサーをされている方に本市の日本遺産もお願いしています。この方はエディオンの社長が復元しました尼崎城の副城主として管理されております。その方を司会という形でお迎えしております。コメンテーターで私と観光ボランティアの会長と、泉佐野のICPのほうに行かれている坂口理事の3人で簡単に30分程度トークショーをすることになっています。平日ということもあり、ガイドをこれから集めたいということもありますので、その一番最初のPRということで考えております。

委託業者より案内状が今日届く予定ですが、まだ届いておりません。委員の皆様方にはぜひご招待をさせていただきたいなということで、後日、出欠のお葉書等をお渡ししたいと思っております。チラシの裏にQRコードでも近畿ツーリズムさんのホームページに行くようになっておりますが、紙ベースでもこちらにいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

中村委員

河合先生は最後のパネルディスカッションまでいてくださる予定ですか。

中岡文化財保護課長

できるだけいただきたいのですが、非常に多忙な方ですので、ひょっとしたらこの1時間の後にすぐに移動される可能性もあるのかなど。今、細かいところは詰めをしています。

中村委員

有名な方なので、打合せとか苦労されたのかなど。

中岡文化財保護課長

そうですね。東京のほうではかなり有名な先生でして、関西のほうではあまりされていないので、かなり珍しいかなと思います。また、もともとチラシを前の教育委員会で報告できたならよかったのですが、実は当主の九条家さんが今日連絡をとってござりまして、現在の明治神宮の権宮司さんという、宮司さんの一番上の方ですが、12月1月は多忙だということで、それ以外の時だったら来させてもらうだけ約束をいただいております。シンポジウムの説明の挨拶でまた説明させていただこうと思っております。今後は九条道成当主もアポは取ってきておりますので、またご紹介できればなと思います。

奥教育長

13時からはじまりますが、13時20分までは日根荘の説明会をやってくれるのですか。

中岡文化財保護課長

それまでは市長挨拶など挨拶関係等で時間をとっております。会場のあたりに展示できるものは展示しようと思っております。

奥教育長

他にございませんか。

無いようございますので、以上で報告第2号を終わります。

次に、報告第3号「教育委員会後援実施報告について」を議題といたします。報告をお願いします。

田倉教育総務課長代理兼係長

報告第3号「教育委員会後援実施報告について」ご説明いたします。報告資料3「教育委員会後援実施報告一覧表」をご覧ください。報告件数は今回11件でこれらは以前に教育委員会で後援承認したものであり、実施報告ということで、報告資料第3をもって報告にかえさせていただきます。

奥教育長

ただ今の報告について、委員の皆様でご意見ご質問がございましたらお願いします。

無いようでございますので、以上で報告第3号を終わります。

続いて議案審議にうつります。

議案第1号「泉佐野市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。説明をお願いします。

十河教育総務課教職員担当参事

議案第1号「泉佐野市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について」ご説明させていただきます。議案資料1をご覧ください。

本市の小中学校に勤務する府費負担教職員の早出・遅出勤務に係り、泉佐野市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正をお願いします。これは、府立高等学校等の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正に伴い、本市でも同様の規則改正が必要であると考えた為です。

新旧対照表をご覧ください。改正前には無かった「障がいのある職員についての特例」を追加します。現在、早出・遅出勤務を選択できるのは、「①小学校就学の始期に達しない子のある職員」か「②被介護人のある職員」となっています。今回、障がいのある職員についても早出・遅出勤務を選択できるようにするものです。障がいのある職員が自らの希望や障がいの特性に応じて、無理なくかつ安定的に働くことができるよう、可能な限りの配慮を行うためです。本日の教育委員会議において、承認いただき施行となります。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いします。

奥教育長

教育総務課教職員担当参事より説明がありましたが、ご意見ご質問がございましたら、お願いします。

溝口教育部長

先ほど十河から説明させていただいたところの第4条の3の1号2号の注ですが、漢数字で二、三、四などありますが、アラビア数字に改めさせていただきます。申し訳ございませんが、修正をお願いいたします。

奥教育長

これはもともと漢数字になっていたのですか。

溝口教育部長

これはコピペだと思います。ですから本来は全部漢数字ではなく、アラビア数字表記になります。

奥教育長

他にございませんか。

無いようでございますので、議案第1号「泉佐野市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

ご異議ございませんので、本議案は、原案どおり承認することに決定いたしました。

次にその他で何かありませんでしょうか。

中岡文化財保護課長

歴史館で冬季企画展として、1月18日(土)から「恵方?鬼門?泉佐野の家相図~江戸時代の占いブーム~」ということで非常にマニアックな展示をしますので、是非見に行っていたいただけたらなと思います。

それからお手元に前回の向井久万展の図録という形で皆さんにお示しをさせていただきましたけれども、十数年ぶりに歴史観で図録、展示した内容を残して皆さんにパンフレットとして配布します。もともと予算が無くなりまして目録しかできなかったのですが、今年度以降はできるだけ展示をした記録を後世に残していくということで、立派な図録を1年に1冊は作っていくことにしていきたいと思っております。そうでないと残っていかないので、できましたらこれからもお示ししていきたいと思っております。以上です。

奥教育長

他にございませんか。

本日の委員会に付議されました議題はすべて終了いたしました。

次回の令和2年2月の定例教育委員会会議は令和2年2月12日の水曜日、午後2時から、市役所4階 庁議室で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

それではこれをもって本日の会議は終了いたします。

(午後3時5分閉会)